

平成25年度 健全化判断比率等の概要

平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

健全化判断比率及び資金不足比率は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表するものです。財政状況が悪化しその比率が一定の基準を超えた場合には、財政健全化計画や財政再生計画、経営健全化計画の策定が義務付けられています。

平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率は、国の定める早期健全化基準及び経営健全化基準を下回る結果となりました。これは、本市の財政状況及び公営企業の経営状況が健全であることを示します。

1 健全化判断比率

(単位:%)

区分	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	7.8	8.9	25.0	35.0
将来負担比率	34.6	52.4	350.0	

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字のため、「—」で表示しています。

2 資金不足比率

(単位:%)

会計名	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	
公設総合地方卸売市場事業特別会計	—	—	

※ 各会計とも黒字のため、「—」で表示しています。

《参考》 比率の概要

区分	概要
実質赤字比率 (一般会計等の実質赤字の比率)	一般会計等の赤字額が、1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示します。 【一般会計等の財政運営の深刻度を判断します】
連結実質赤字比率 (すべての会計の実質赤字の比率)	すべての会計の赤字額が、1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示します。 【柏市全体の財政運営の深刻度を判断します】
実質公債費比率 (公債費及び公債費に準じる経費の比率)	一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じる経費が、1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示します。 【借入金の返済額などから、資金繰りの危険度を判断します】
将来負担比率 (地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の比率)	一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債額(借金や数年間にわたる契約により約束された支払い、職員の退職金など)が、1年間の収入に対してどれくらいあるのかを示します。 【借入金の残高などから、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判断します】
資金不足比率 (公営企業ごとの資金不足額の比率)	一般会計等の実質収支にあたる公営企業会計の資金不足が、公営企業の事業規模に対してどれくらいの割合になるのかを示します。 【公営企業の経営状況の深刻度を判断します】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

《健全化判断比率等の公表》

毎年度、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければなりません。

《財政の早期健全化》

健全化判断比率のうちのいずれかが「**早期健全化基準**」以上の場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、公表しなければなりません。

○早期健全化基準とは・・・

財政が一定程度悪化し、早期の健全化が必要となる段階に移行する基準値が「早期健全化基準」です。4つの健全化判断比率のいずれかひとつでもこの基準値以上になると、自主的な改善努力により財政健全化を目指す「財政健全化計画」を議会の議決を経て策定しなければなりません。

《財政の再生》

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のいずれかが「**財政再生基準**」以上の場合には、議会の議決を経て財政再生計画を定め、公表しなければなりません。

○財政再生基準とは・・・

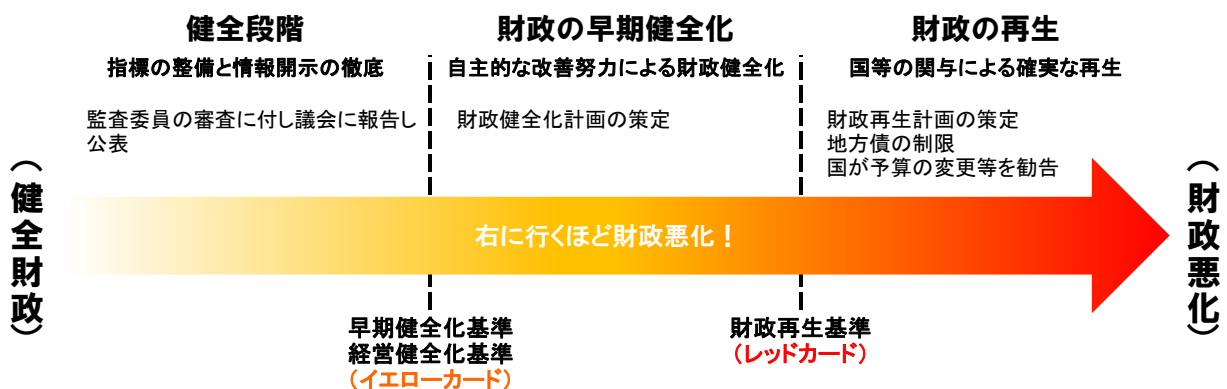
財政の更なる悪化により、国等の関与による確実な再生を図る必要がある段階に移行する基準値が「財政再生基準」です。実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のいずれかがこの基準値以上になると、確実な再生を目指す「財政再生計画」を議会の議決を経て策定しなければなりません。

《公営企業の経営健全化》

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表します。これが「**経営健全化基準**」以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

○経営健全化基準とは・・・

公営企業の経営が一定程度悪化し、早期の資金不足解消に向けた取組みが必要となる基準値が「経営健全化基準」です。資金不足比率がこの基準値以上になると、自主的な改善努力により経営の健全化を目指す「経営健全化計画」を議会の議決を経て策定しなければなりません。



健全化判断比率等の対象範囲

(一般会計等) (普通会計)	一般会計				↑ 実質赤字比率 ↓	
	一般会計等に属する 特別会計	公共用地取得事業特別会計				
		柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計				
		学校給食センター事業特別会計				
		母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の 特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 特別会計	国民健康保険事業特別会計		↑ 連結実質赤字比率 ↓		
		介護保険事業特別会計				
		後期高齢者医療事業特別会計				
		介護老人保健施設事業特別会計				
		駐車場事業特別会計				
	公営企業会計	公営企業に 係る会計	法適用企業		病院事業会計	↑ 資金不足比率 (会計ごと算定) ↓
					水道事業会計	
		法非適用企業	下水道事業特別会計			
			公設総合地方卸売市場事業特別会計			
一部事務組合・広域連合	東葛中部地区総合開発事務組合		↑ 実質公債費比率 ↓			
	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合					
	千葉県市町村総合事務組合					
	千葉県後期高齢者医療広域連合					
	北千葉広域水道企業団					
地方公社・第三セクター等	柏市土地開発公社		↑ 将来負担比率 ↓			
	柏市まちづくり公社					
	柏市医療公社					
	柏市みどりの基金					
	千葉県土地開発公社					
	千葉県地方土地開発公社					
	千葉県信用保証協会 他					

《実質赤字比率》

一般会計等(いわゆる普通会計とよばれるもの。柏市では一般会計と4つの特別会計を合わせたもの「※下表参照」)の財政運営の深刻度を示すもので、一般会計等の実質赤字額が1年間の収入(標準財政規模:市税や地方交付税などの一般財源の規模)に対してどれくらいの割合になるのかを示す指標です。赤字額が年収の11.25%以上になるとイエローカードです。

本市の平成25年度決算においては、実質赤字額が発生していない(黒字である)ことから、実質赤字比率を「-」で表示していません。

(単位:千円)

会計名		歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 C(A-B)	翌年度に 繰り越す べき財源 D	実質収支額 E(C-D)
一般会計 等の実質 収支額 (ア)	一般会計	115,620,143	109,583,067	6,037,076	1,292,485	4,744,591
	公共用地取得事業特別会計	87,004	87,004	0	0	0
	柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計	155,193	122,868	32,325	6,000	26,325
	学校給食センター事業特別会計	460,006	438,649	21,357	0	21,357
	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	33,252	22,104	11,148	0	11,148
	合計	116,355,598	110,253,692	6,101,906	1,298,485	4,803,421

※「実質収支額」欄が△(マイナス)表示の場合は実質赤字額となります。

(単位:千円)

標準財政規模 (イ)	73,688,746
うち臨時財政対策債発行可能額	5,642,151

(単位:%)

実質赤字比率 (ウ)	- (△ 6.51)
------------	---------------

※ 実質赤字額がない(黒字である)ため、「-」で表示しています。
なお、参考として()内に黒字額の割合を△で表示しました。

【算定式】

$$\text{実質赤字比率(ウ)} = \frac{\text{実質赤字額(一般会計等の実質収支額(ア)のE欄の合計 ※マイナスの場合のみ)}}{\text{標準財政規模(イ)}}$$

《連結実質赤字比率》

柏市全体の財政運営の深刻度を示すもので、すべての会計の実質赤字額や資金不足額が1年間の収入に対してどれくらいの割合になるのかを示す指標です。赤字額が年収の16.25%以上になるとイエローカードです。

柏市の会計は、地方税を主な財源として中心的な行政サービスを行う一般会計の他に、料金収入等を主な財源として事業を実施している水道や下水道といった公営企業など複数の会計に分かれています。一般会計が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、柏市全体の財政状況はいいとは言えません。このため、すべての会計の資金不足の程度を把握することが必要になります。

本市の平成25年度決算においては、連結実質赤字額が発生していない(黒字である)ことから、連結実質赤字比率を「-」で表示しています。

(単位:千円)

区分		実質収支額 資金剰余額
一般会計等 (ア)		4,803,421
公営企業会計以外の 特別会計の実質 収支額 (イ)	国民健康保険事業特別会計	2,128,846
	介護保険事業特別会計	77,951
	後期高齢者医療事業特別会計	47,369
	介護老人保健施設事業特別会計	10,623
	駐車場事業特別会計	36,070
公営企業会計の資金 不足額又は資金 剰余額 (ウ)	病院事業会計	2,213,567
	水道事業会計	7,711,858
	下水道事業特別会計	751,844
	公設総合地方卸売市場事業特別会計	222,707
合計 (ア)+(イ)+(ウ)		18,004,256

※「実質収支額・資金剰余額」欄が△(マイナス)表示の場合は実質赤字額・資金不足額となります。

(単位:千円)

標準財政規模 (エ) ※臨時財政対策債発行可能額含む	73,688,746
----------------------------	-------------------

(単位:%)

連結実質赤字比率 (オ)	- (△ 24.43)
--------------	----------------

※ 連結実質赤字額がない(黒字である)ため、「-」で表示しています。
なお、参考として()内に連結黒字額の割合を△で表示しました。

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率(オ)} = \frac{\text{連結実質赤字額((ア)+(イ)+(ウ) ※マイナスの場合のみ)}{\text{標準財政規模(エ)}}$$

《実質公債費比率》

1年間の収入に対して借金の返済額やこれに準じる額がどれくらいの割合になるのかを示す指標(各年度で算出したものの3か年の平均で表します。)です。一般会計等の公債費以外に、公営企業や特別会計の公債費に対して繰り出す経費などがあります。このため、こうした公債費に準じた経費を含めた、実質的な公債費を算出して指標化しています。年間の返済額が年収の25%以上になるとイエローカードです。

家計に例えると、家や車のローン、クレジットカードによる支払いなどの返済額が、年収の25%以上になった場合には、借金漬けになる可能性が高い状態になることを示します。

本市の平成25年度の実質公債費比率は7.8%(3か年平均)で、平成24年度より1.1ポイント改善しました。

(単位:千円, %)

		平成25年度	平成24年度	平成23年度	備考
分子	元利償還金+準元利償還金(ア)	16,403,736	17,206,371	17,875,303	借入金の返済額など
	特定財源(イ)	3,298,178	3,067,265	3,453,232	借入金の返済に充てた都市計画税の額など
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入見込額(ウ)	9,160,013	8,816,023	8,658,416	地方交付税の算定に用いられた公債費・準公債費
	(ア)-(イ)-(ウ)	3,945,545	5,323,083	5,763,655	
分母	標準財政規模(エ) ※臨時財政対策債発行可能額含む	73,688,746	72,505,728	72,804,991	税や地方交付税などの一般財源の標準的な規模
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入見込額(オ)	9,160,013	8,816,023	8,658,416	地方交付税の算定に用いられた公債費・準公債費
	(エ)-(オ)	64,528,733	63,689,705	64,146,575	
実質公債費比率(単年度)(カ)		6.1%	8.3%	8.9%	
実質公債費比率(3か年平均)		7.8%			

※準元利償還金:次の①から⑤の合計額

- ①満期一括償還地方債(償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合)の1年当たりの元利償還金相当額
- ②特別会計等への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③組合への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準じるもの
- ⑤一時借入金の利子

【算定式】

$$\text{実質公債費比率【単年度】(カ)} = \frac{\text{元利償還金等(ア)} - \text{特定財源(イ)} - \text{基準財政需要額算入見込額(ウ)}}{\text{標準財政規模(エ)} - \text{基準財政需要額算入見込額(オ)}}$$

《将来負担比率》

借金や数年間にわたる契約により約束された支払い、職員の退職金など、将来支払わなければならない負債が、1年間の収入に対してどれくらいあるのかを示す指標です。この割合が高いと、将来的に財政が圧迫される可能性が高くなり、割合が年収の3.5倍以上になるとイエローカードです。

家計に例えると、家や車のローン残高、クレジットカードの支払い残高など、これから返済していかなければならないお金の総額が、年収の3.5倍以上になった場合には、ローン返済に追われ家計が成り立たなくなり、経済的に厳しい状態になることを示します。

本市の平成25年度将来負担比率は34.6%で、平成24年度より17.8ポイント改善しました。

(単位:千円, %)

		金額	備考		
分子		169,611,862			
	将来負担額 (ア)	地方債の現在高	102,529,115	一般会計等の地方債(借入金)現在高	
		債務負担行為に基づく支出予定額	16,839,721	土地開発公社からの用地購入費や仮庁舎のリース料などの約束された支払い	
		公営企業債等繰入見込額	25,560,678	病院事業や下水道事業等の地方債残高に対する一般会計の負担額	
		組合負担見込額	509,416	組合の地方債残高に対する一般会計の負担額	
		退職手当負担見込額	23,338,408	一般会計等に属する全職員が年度末に退職したと仮定した場合に必要な退職金の総額	
			834,524		
		設立法人の負債額等負担見込額	土地開発公社	0	一般会計が損失補償している土地開発公社の負債から土地開発公社が保有する資産等を控除した額
			第三セクター	834,524	柏市医療公社、柏すみどりの基金等に対する損失補償としての一般会計の負担額
		連結実質赤字額	0		
	組合連結実質赤字額負担見込額	0			
	充当可能財源等 (イ)		147,283,760		
		充当可能基金	22,204,847	財政調整基金、退職手当基金等	
		充当可能特定歳入	うち都市計画税	24,381,028	地方債の償還に充てられるであろう都市計画税の額
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額			95,711,469	地方交付税で今後措置される見込みの地方債残高の総額	
(ア) - (イ)		22,328,102			
分母	標準財政規模 (ウ) ※臨時財政対策債発行可能額含む	73,688,746	税や地方交付税などの一般財源の標準的な規模		
	元利償還金等に係る基準財政需要額算入見込額 (エ)	9,160,013	地方交付税の算定に用いられた公債費・準公債費		
	(ウ) - (エ)	64,528,733			
将来負担比率 (オ)	34.6%				

【算定式】

$$\text{将来負担比率(オ)} = \frac{\text{将来負担額(ア)} - \text{充当可能財源等(イ)}}{\text{標準財政規模(ウ)} - \text{基準財政需要額算入見込額(エ)}}$$

《資金不足比率》

公営企業会計ごとの資金不足額が、事業規模(事業収入)に対してどれくらいの割合があるかを示す指標です。柏市では、病院事業、水道事業、下水道事業、公設総合地方卸売市場事業が対象となります。

本市の平成25年度決算においては、対象となるすべての公営企業会計で資金の不足額が発生していない(剰余額がある)ことから、資金不足比率を「-」で表示しています。

(単位:千円)

	会計名	金額
資金剰余額(ア)	病院事業会計	2,213,567
	水道事業会計	7,711,858
	下水道事業特別会計	751,844
	公設総合地方卸売市場事業特別会計	222,707

※「資金剰余額」欄が△(マイナス)表示の場合は資金不足額となります。

(単位:千円)

	会計名	金額
事業の規模(イ)	病院事業会計	5,201,091
	水道事業会計	7,279,971
	下水道事業特別会計	5,143,870
	公設総合地方卸売市場事業特別会計	451,384

(単位:%)

	会計名	比率	経営健全化基準
資金不足比率(ウ)	病院事業会計	- (△ 42.55)	20.0
	水道事業会計	- (△ 105.93)	
	下水道事業特別会計	- (△ 14.61)	
	公設総合地方卸売市場事業特別会計	- (△ 49.33)	

※ 各会計とも資金不足額がない(黒字である)ため、「-」で表示しています。
なお、参考として()内に剰余額の割合を△で表示しました。

【算定式】

$$\text{資金不足比率(ウ)} = \frac{\text{資金不足額(資金剰余額(ア) ※マイナスの場合のみ)}}{\text{事業の規模(イ)}}$$